

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 29 年9月 20 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

國民年金關係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1700264 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 1700028 号

第1 結論

平成 6 年 * 月から平成 8 年 3 月までの請求期間及び平成 9 年 4 月から同年 10 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 6 年 * 月から平成 8 年 3 月まで
② 平成 9 年 4 月から同年 10 月まで

私は母から、私が 20 歳となった平成 6 年 * 月頃に母が私の国民年金の加入手続を行い、平成 12 年 3 月に大学を卒業するまでの国民年金保険料を納付したと聞いている。各請求期間の保険料が未納となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求者が 20 歳となった平成 6 年 * 月頃に母親が請求者の国民年金の加入手続を行った旨主張しているところ、請求者のオンライン記録によると、請求者の基礎年金番号は平成 10 年 4 月 13 日に付番され、同日に請求者の第 1 号被保険者の資格取得日（平成 6 年 * 月 * 日）の入力処理が行われていることから、請求者の国民年金の加入手続は平成 10 年 3 月下旬以後に行われたと推認することができる。

また、基礎年金番号は平成 9 年 1 月 1 日に導入され、それより前に国民年金の加入手続を行っていれば国民年金手帳の記号番号が払い出されることになるが、社会保険オンラインシステムによる氏名検索においても、平成 10 年 4 月 13 日に付番された基礎年金番号以外に請求者の氏名及び生年月日に一致する国民年金手帳の記号番号又は基礎年金番号は見当たらないことから、請求者の主張を裏付けることはできない。

さらに、国民年金保険料は納付期限から 2 年を経過すると時効により納付することができなくなるとされているところ、請求期間①と請求期間②の間の平成 8 年 4 月から平成 9 年 3 月までの期間に係る保険料については、各月分の保険料が平成 10 年 5 月 18 日以後毎月時効消滅直前に過年度納付されていることが認められるものの、平成 8 年 4 月分の保険料を納付した平成 10 年 5 月 18 日時点において、請求期間①の保険料は時効により納付することはできない。

加えて、請求期間②直後の平成 9 年 11 月から平成 10 年 3 月までの期間に係る保険料が平成

11年12月13日に一括して過年度納付されていることが認められるが、当該納付日時点において、請求期間②の保険料は時効により納付することはできない。

なお、請求者の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとする請求者の母親は、請求者の国民年金に関する記憶が明確でない。

したがって、請求者の請求内容とこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者の母親が、請求者の請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるることはできない。